

介護保険負担限度額の認定申請について

介護保険施設サービス又はショートステイを利用する場合、所得や資産の状況に応じて、食費・部屋代が負担軽減される制度があります。この制度の適用を受けるためには、市へ申請が必要です。以下の内容をご確認いただき、**対象になると思われる場合、申請してください。**申請し、対象となった場合「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

1. **対象となる方** 現在、介護保険施設に入居（入院）している方、又はショートステイを利用している方で以下①②の要件を両方とも満たす方
- ① **所得要件**：世帯全員が平成31年度市民税が非課税であること。別世帯の配偶者（事実婚を含む）がいる場合は、配偶者の平成31年度市民税も非課税であること。
- ② **資産要件**：預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること。

※食費・部屋代が負担軽減されるのは介護保険施設及び短期入所生活介護事業所のショートステイのみです。

小規模多機能型居宅介護事業所のショートステイ、有料老人ホーム、グループホームはこの制度の対象外です。

2. 軽減の内容

(1日あたり)

対象者	利用者負担段階区分	負担限度額				食費
		部屋代				
		多床室	従来型個室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	
高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方生活保護を受給されている方	第1段階	0円	490円 (320円)	490円	820円	300円
世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	第2段階	370円	490円 (420円)	490円	820円	390円
世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円を超える方	第3段階	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円	650円

※非課税年金とは、遺族年金及び障害年金のことです。恩給は含みません。

参考：負担軽減がない場合の食費・部屋代のめやす

(令和元年7月現在)

(施設ごとに異なります。詳細は各施設にご確認ください。)

・市民税課税世帯の方 ・別世帯の配偶者が課税の方 ・資産が基準を超える方	第4段階	370円 (840円)	1,640円 (1,150円)	1,640円	1,970円	1,380円
--	------	----------------	--------------------	--------	--------	--------

※上記表における()内は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護の場合の金額です。

3. 提出場所

金沢市役所 1階 福祉と健康の総合窓口 (81~86番窓口)、介護保険課
泉野・元町・駅西の各福祉健康センター 介護保険窓口

4. お問い合わせ

金沢市介護保険課 給付係 電話 220-2264
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

5. 持参書類 [※生活保護受給中の方、境界層減免対象の方は(2)は不要]

- (1) 申請書兼同意書 (押印箇所あり) ※成年後見人の方が申請される場合は登記事項証明の写しを添付
- (2) 預貯金の通帳等 (普通・定期・積立等すべての口座残高が対象) の写し
投資信託・有価証券等がある場合は証券会社や銀行の口座残高の写し
《詳細は下記参照・配偶者についても添付が必要》

通帳の写しは、以下①②が必要です。総合口座の通帳の場合は③も必要です。

- ①銀行名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人が分かるページ
- ②普通預金の口座残高が分かるページ (提出日より2ヶ月以内に記帳されたもの。年金振込口座の場合は直近の年金振込が記帳されたページもつけてください。)
- ③定期預金・定期積金のページ (預金残高の有無にかかわらず、添付が必要です)

- (3) 本人の個人番号 (マイナンバー) を確認できる書類 (通知カード等)
- (4) 本人 (又は代理人) の本人確認書類等 (免許証や障害者手帳等の顔写真入りのものは1点、介護保険証、負担割合証、医療保険証等の顔写真の無いものは2点準備して下さい。)
- (5) 代理人の方は、委任状又は本人に発行された保険証や認定証等をお持ち下さい。

6. 留意事項

- ・申込み月の1日から負担軽減を適用します。例) 9月30日申込⇒9月1日から適用
- ・認定証の発送日は、原則、以下のとおりです。
 - 毎月15日までの受付分 ⇒ 18～20日頃に発送
 - 16日から25日までの受付分 ⇒ 28～月末頃に発送
 - 26日から月末日までの受付分 ⇒ 翌月の15日までの受付分と併せて、翌月18～20日頃に発送
- ・施設入所済の方は、施設宛て認定証を発送します。

資産に含まれる預貯金等の種類

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます)
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀 (積立購入を含む) など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金 (現金)	自己申告

※負債 (借入金・住宅ローンなど) は、預貯金等から差し引いて計算します。(借用証書などを添付してください。)

※預貯金等に含まれないもの・・・土地、家屋、生命保険、自動車、腕時計、宝石など、時価評価額の把握が難しい貴金属などや絵画、骨董品、家財など

特例減額措置のご案内

次の要件の全てに該当する課税世帯 (別世帯の配偶者が課税である場合を含む) の方は申請によって、「特例減額措置」の対象となり、食費・部屋代が第3段階の料金に軽減されます。

- ① 2人以上の世帯の方 (配偶者が別世帯の場合はその配偶者を含む)
- ② 世帯の年間収入から施設の利用者負担 (介護サービスの利用者負担、食費・部屋代) の見込み額を除いた額が80万円以下
- ③ 世帯の現金、預貯金等の額が合計450万円以下 等

※ショートステイはこの制度の対象外です。詳細は金沢市介護保険課へお問合せください。

金沢市で必要に応じて、官公署、年金保険者又は銀行等に課税状況及び保有する預貯金等の残高を確認する場合があります。虚偽の申告により不正に食費・部屋代の支給を受けたことが判明した場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大で2倍の加算金を返還していただくことがあります。